

公益社団法人鶴見法人会

Hot Line

2016

11

November



No.541

SCHEDULE 主要行事予定 平成 28 年 11 月～平成 29 年 1 月

11 月

2 日 (水) 一般可

●第 50 回チャリティーグリーン研修会
【場 所】ニュー南総ゴルフ倶楽部
【時 間】8:15～

7 日 (月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～

11 日 (金) 一般不可

●税を考える週間行事「街頭広報」
【場 所】JR 鶴見駅東口・西口
【時 間】10:00～

13 日 (日) 一般可

●鶴見旭支部バス研修会
【場 所】鎌倉方面
【時 間】8:30～

14 日 (月) 一般不可

●青年部会役員会
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～

16 日 (水) 一般可

●平成 28 年度第 34 回源泉所得税研修会第四講
【テーマ】「給与所得者の年末調整事務」
【場 所】法人会会議室
【時 間】15:00～17:00

17 日 (木) 一般不可

●納税表彰式
【場 所】キリンレセプションホール
【時 間】15:20～

18 日 (金) 一般可

●女性部会チャリティーバザー
【場 所】鶴見区役所前広場
【時 間】10:00～

18 日 (金) 一般可

●第 20 回ほうじん劇場
【場 所】サルビアホール
【時 間】受付 17:00～ 開演 17:50～

21 日 (月) 一般不可

●オープン経営セミナー
【場 所】キリンビール(株)横浜工場ホール
【時 間】15:30～

24 日 (木) 一般可

●新設法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～

25 日 (金) 一般可

●決算法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～

26 日 (土) 一般可

●鶴見東支部バス研修会
【場 所】東京方面
【時 間】9:30～

27 日 (日) 一般可

●第 11 回トレジャーハンティング in つるみ
【場 所】東部総合職業技術校
【時 間】10:00～

12 月

1 日 (木) 一般可

●平成 28 年度第 34 回源泉所得税研修会
第五講・閉講式
【テーマ】「実務上の間違いやすい点について」
【場 所】法人会会議室
【時 間】15:00～17:00

1 日 (木) 一般不可

●厚生委員会
【場 所】鈴木
【時 間】17:00～

2 日 (金) 一般不可

●生活習慣病健診
【場 所】ココファン横浜鶴見
【時 間】9:00～

2 日 (金) 一般不可

●鶴見中央支部年末会員懇談会
【場 所】中村屋
【時 間】18:00～

5 日 (月) 一般不可

●青年部会正副部会長会議
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～

13 日 (火) 一般不可

●青年部会役員会
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～

16 日 (金) 一般可

●決算法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～

22 日 (木) 一般不可

●青年部会 1 2 月例会「望年会」
【場 所】屋形船すずよし
【時 間】19:00～

1 月

10 日 (火) 一般不可

●青年部会正副部会長会議
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～

16 日 (月) 一般不可

●青年部会役員会
【場 所】法人会会議室
【時 間】19:00～

18 日 (水) 一般可

●平成 28 年度税法研修会第一講 (開講式)
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～16:00

23 日 (月) 一般不可

●平成 29 年新年賀詞交歓会
【場 所】崎陽軒本店
【時 間】18:00～

25 日 (水) 一般可

●平成 28 年度税法研修会第二講
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～16:00

26 日 (木) 一般可

●新設法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～

27 日 (金) 一般可

●決算法人説明会
【場 所】法人会会議室
【時 間】13:30～

Profile

法人名 山田建設(株)
役職名 代表取締役
氏 名 山田 雅浩 氏
続 柄 次女 彩瑛 (さえ)
趣 味 音楽鑑賞
スキューバダイビング
支 部 市場支部
撮影場所 三ツ池公園
写真撮影 セントラルスタジオ



INDEX

第33回法人会全国大会	1
事業Report	2～3
トレジャーハンティング	4
鶴見ガイドあれこれ	5
署からのお知らせ	6～7
企業にとってのあんな話、こんな話	8
新入会員紹介/会員増強のお願い/税務無料相談 チャリティーバザー	9

第33回法人会 全国大会（長崎大会）

10月20日（木）

全法連主催の法人会全国大会が長崎市の「長崎ブリックホール」にて開催され、当会から長谷川会長他6名が参加した。

この大会は「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場であり、第一部記念講演では、長崎総合科学大学教授ライアン・バーグガフニ氏による「地方が生き残るために～長崎 その歴史 その魅力 その未来～」の講演、第二部記念式典では、全法連池田会長の主催者あいさつ、迫田国税庁長官、中村長崎県知事、田上長崎市長祝辞に続き、全法連柳田副会長による「平成29年度税制改正に関する提言事項」の説明並びに利根副会長より「大会宣言」の朗読がおこなわれ終了した。

平成29年度税制改正に関する提言

【基本的な課題】

1 税・財政改革のあり方

1 財政健全化に向けて

- (1) 消費税10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 2018年度の財政健全化中期目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する旨を示した。今回の骨太方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に実行すべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体改革によって進める事が重要である。歳入では、安易に税の自然増収をを前提とすることなく、また歳入については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方法と行程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇などの金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正支給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4 消費税率引き上げに伴う対応措置

- (1) 軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。
- (2) 税率引き上げに向けて消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。
 - ア 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - イ 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- 5 マイナンバー制度について
- 6 今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

1 法人実効税率について

- (1) OECD加盟国の法人実効税率は約25%、アジア 主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引下げも視野に入れる必要がある。

2 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用制限を延長する。また、昭和56年以来、800万以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 相続特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達成したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新などの経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

ア 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

イ 少額減価償却資産の取得価格の損算入の特例については、損算入額の上限(300万円)を撤廃する。

- (3) 中小法人課税について、適用される中小法人の課題(現行 資本金1億円以下を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
 - ア 事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する。都立並の本格的な事業承継税制の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度についての要件緩和と充実

ア 株式総額上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ

イ 死亡時まで株式を所有しない且納税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

ウ 対象会社規模を拡大する

- (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

- (4) 取引相場のない株式の評価の見直し

III 地方のあり方

- 1 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- 2 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- 3 地方においても、それぞれ行政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- 4 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- 5 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

V その他

- 1 納税環境の整備

- 2 相続教育の充実

【税目別の具体的課題】

I 法人税関係

- 1 役員給与の損算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損算入とすべき
 - (2) 同族会社も利益運動給与の損算入を認めるべき
- 2 公益法人課税

II 所得税関係

- 1 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復

- (2) 各種控除制度の見直し

- (3) 個人住民税の均等割

- 2 少子化対策

III 相続税・贈与税関係

- 1 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

IV 地方税関係

- 1 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す
 - (2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
 - (3) 償却資産については「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額償却資産(30万円)までに拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化しなくてはならない。
- 2 事業所税の廃止
- 3 超過課税
- 4 法定外目的税

V その他

- 1 配当に対する二重課税の見直し
- 2 電子申告

平成29年度税制改正スローガン

- ・経済の再生と財政健全化を目指す
歳出・歳入の一体的改革を！
- ・適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- ・中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- ・中小企業にとって事業承継は重要な課題、本格的な事業承継税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に、昨年、新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」等、税を中心とする活動を積極的に展開し、引き続き広く社会へ貢献していくこととした。

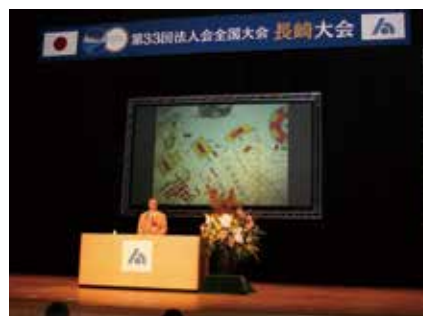
現在、わが国経済は、消費者マインドに足踏みが見られ、このところ一部に弱さも見られるものの、緩やかな回復基調が続いている。一方、海外においては、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などが、先行きに不透明感が高まっている。

こうしたなか、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた金融政策の限界が指摘され始めており、デフレから完全に脱却するためには、抜本的な規制改革の実施など成長力の確保に向けた取組の強化が必要となっている。また、国家的な課題である財政健全化については、消費税の税率引き上げが再延期されることを踏まえ、歳出・歳入一体による強固な改革工程を改めて策定し、明確な道筋を示す必要がある。

法人会は、これまで法人実効税率の引き下げを提言してきたが、平成28年度税制改正により「法人実効税率20%台」が実現し、大きな前進が図られたところである。しかしながら、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成29年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ長崎の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。



事業 Report

8月スポーツ例会

8月25日(木) 青年部会

8月スポーツ例会は、スポーツを通じて青年部会員の親睦を図る事を目的としておこなった。ボウリングの内容としては、青年部会の対抗戦(各上位5名によるアベレージ)とした。また、青年部会においては個人戦をおこない、懇親会にて表彰式をおこなった。

ボウリングの開催場所は、川崎グランドボウルで実施した。来賓の方々との対抗戦の勝敗は、4年連続で青年部会が勝利を収め、個人戦優勝者は、横須賀副会長でした。ボウリング場でご来賓の方を見送った後、青年部会員は中華料理「天龍」にて表彰式および懇親会をおこない無事閉会した。



豊岡佃野支部バス研修会

9月4日(日) 豊岡佃野支部

会員24名が参加し実施した。当日は曇天の後、少しづつ陽が差し始め絶好の行楽日和の中、バスは一路小江戸佐原に向かい、香取神宮、伊能忠敬記念館を見学と水郷佐原の船めぐりを満喫し、午後には梨狩りと初秋の一日を楽しんだ。



第30回法人会全国青年の集い北海道大会

9月8日(木)~9日(金) 青年部会

「Be Ambitious! Do Action!」の大会スローガンのもと、各会場にて様々な形でイベントが行われており、全国より2000名余の参加者へのおもてなしがなされた。

8日には、青連協第3回定時連絡協議会や租税教育活動プレゼンテーション、部会長ウェルカムパーティーが実施され、9日には部会長円卓サミットが開催された。森松部会長が両日共に出席した。

8日の租税教育活動プレゼンテーションには、全国11の法人会によるプレゼンテーションが行われ、今後の租税教育活動に向けて参考となる活動内容を聞くことができた。

その後、9日の大会式典より、当部会員が15名参加し、記念講演では葛西紀明氏の演題「夢は、努力でかなえる」を聴講し、経済的に苦しかった幼少期にジャンプ競技を始めたきっかけ、オリンピックや数々の大会での苦労話など、悔しい気持ちをもちながら努力を続ける事の大切さを学んだ。

講演後は、旭川地場産業振興センターへ移動し大懇親会に参加した。大会会長の挨拶を皮切りに、北海道法連会長や所轄税務署長などの祝辞を頂き盛大に行われた。

北海道ならではの海の幸やフルーツ、地酒などを堪能し、全国各地の青年部会員との積極的な交流が行われ、当部会員も神奈川及び横浜のPRに努める事ができた。



源泉所得税研修会(第3講)

9月8日(木) 源泉部会

鶴見税務署の村上第一統括官、田山上席調査官を講師にお迎えして、受講者25名が参加して、「源泉所得税とマイナンバー」についての研修会をおこなった。



県法連女性部会連絡協議会

9月13日(火) 女性部会

ホテルメルパルク横浜にて、「県法連女性部会連絡協議会」が開催され、10名参加した。

作家の落合恵子氏による『いま、人権から…ひとりひとりが「主役」の社会を』という演題で特別講演がおこなわれた。



健康セミナー

9月16日(金) 厚生委員会

健康セミナーを鶴見法人会会議室にて20名の参加で開催した。講師に医療ジャーナリスト・医学博士の梅田美津恵氏をお迎えして、『「忍者ダイエット」いくつになっても生き生きライフ～忍者ダイエットに学ぶ～』の演題で講演をおこなった。



平成28年度税制セミナー

9月27日(火) 税制委員会

箱根湯本「富士屋ホテル」にて開催され、当会から長谷川会長他4名が参加し、東京国税局課税第二部法人課税課課長補佐 上村和紀氏より「28年度税制改正のポイント」について説明があり、つづいて、県連税制委員長齊木貴氏より平成29年度税制改正要望事項の説明と、全法連税制副委員長 長谷川勝一氏より全法連税制委員会の審議状況報告がおこなわれた。

また、特別講演では、経世論研究所所長三橋貴明氏を講師に迎え「日本経済の嘘と真実」と題しての講演を聴講した。



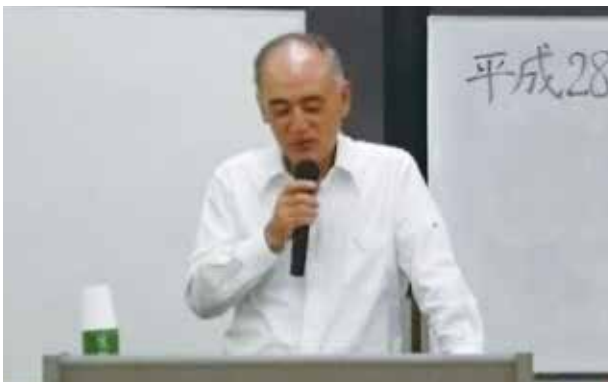
税務研修会

10月4日(火) 女性部会

秋の事業である税務研修会を法人会会議室にて22名の参加で開催した。

第一部は、講師に鶴見税務署長 木村 善晴様をお迎えして、演題「税務の経験について」の講演をおこなった。

第二部は、鶴見税務署幹部の方々と一緒に考える税金クイズをおこなった。署の幹部の方々と部会員が和気あいあいとクイズの回答を導き出す様子は、素敵な午後の一時だった。



鶴見中央支部研修懇談会

10月18日(火) 鶴見中央支部

ベストウエスタン横浜にて、鶴見中央支部研修懇談会を18名が参加し開催した。

第一部は鶴見税務署の村上第一統括官を講師にお迎えして、「マイナンバーの課題と対策」の演題で研修会をおこなった。



生麦支部研修会

10月18日(火) 生麦支部

生麦支部では「屋形船はまかぜ」にて支部研修会を開催した。参加者数27名。

360度の横浜の夜景を美味しい料理とともに堪能しながら、支部の会員増強や、今後の課題について話しあった。





平成28年11月27日、「第11回トレジャーハンティングinつるみ」が開催される。

JR鶴見線の協力のもと実現した、トレジャー号(トレジャーハンティング専用特別貸し切り列車)に乗り込み、多数の応募の中から抽選で選ばれた108チームの小学生とその保護者の合計472名が、秘密の地図を頼りに冒険へと旅立つ。

会場となる東部総合職業技術校(愛称 かなテクカレッジ 東部)は就職志願者が様々な技術を学ぶ場であり、ものづくりを中心に16ものコースがあり、企業向けのスキルアップセミナーなども行われる、神奈川県立の施設である。

前回の「第10回トレジャーハンティングinつるみ」の会場となり、前回できなかった事や反省を踏まえてチャレンジをしたいという、横山貴一実行委員長の熱い思いで今年も会場を借わせていただく事となった。

「トレジャーハンティングinつるみ」は子供達への租税教育の一貫として、青年部会の中の事業委員会を中心に毎年、趣向が凝らされて行われている。

「税の教育」という学びの部分と「子どもたちに楽しんでもらう」という遊びの部分とをうまく両立させながら、青年部会は勿論、親会、鶴見区役所、鶴見警察署、鶴見消防署、鶴見区社協等々、諸々関係団体に至るまでを巻き込んでの大掛かりな事業である。

横山実行委員長は開催まで1ヶ月を切った「第11回トレジャーハンティングinつるみ」を前にこう語っている。

「トレジャーハンティングという、歴史ある事業の実行委員長を自分が任せ作り上げていくに当たって、今までの良い点を踏まえつつも新たなチャレンジをしていきたいと思う。昨年のトレハンに参加し、この東部総合職業技術校でできることがもっと沢山あるのではないかと考えた。鶴見法人会には様々な職業のスペシャリストが集まっていて、その人達にチェックポイントを託すことで、様々な職業体験の場ができ、子供達はその体験を通して働くことの楽しさ、そして支払う

税金によって社会が豊かになる事の大切さを学んでほしい。今まではコースありきで、子供達の通る順路や時間に制限があった。今回は今までと異なり、コースという概念を取り払い、子供達の自主性に任せて好きなチェックポイントに足を運んでもらい、納める税金となるコインをゲットしてきてもらう。どうなるのか僕にもわからないけど、これまで一緒にトレジャーハンティングを作り上げてきてくれた仲間がいるから、大丈夫だと思う。歴史は気にするな、お前らしいトレハンにしろ。」と後押ししてくれた先輩や、「後は任せてください。何とかしますから。」と言って付いて来てくれた後輩たちの胸を借りつもりで、地味よりも派手という、自分の信念を押し通してチャレンジしていきたい。

まさか自分がいい大人になって、仲間を信じる事の大切さや、人との繋がりにこんなにも熱くさせられるなんて思ってもみなかった。泣いたり笑ったり、人生で二度目の部活動を経験させてもらっているような気がしている。全ては感謝の一言につきる。当日、子供達が自分と同じような宝物を持ち帰ってくれると有り難い。」

今回のトレハンでは約40ヶ所ものチェックポイントがあり、消防、介護、ゴミ収集車、ブティック、そして彫金など様々な職業体験が用意されている。

又、今回のトレジャーハンティングでは各責任者に青年部会の若手を多く起用している。それは5年後、10年後に青年部会を背負って立つ人材の育成を意図しているが、これも横山実行委員長のチャレンジの一つだ。

トレジャーハンティングは宝物を探す子供たちの成果だけを目的にしたものではない。私達作り手側も、積極的に参加して、そしてチャレンジすることにこそ意義があるのだと改めて感じた。

11月27日、私も横山部長率いる「トレハン部」の一員として、「終わったー!!」といい汗をかいていた。

広報委員「ひろこ」



鶴見ガイドあれこれ

ワックン鶴見カルタのポイントめぐり 番外編

ワックンカルタ ウォーキング大会 in すいどうみち



秋の長雨からようやく晴れた9月25日(日)、鶴見魅力づくりの会・鶴見区主催による、ワックン鶴見カルタのポイントをめぐるウォーキング大会が、鶴見区制90周年記念イベントの一環として開催されました。事前応募のサイエンスラリー、当日参加のスタンプラリー合わせて、144名の老若男女が参加。蒸し暑期中、元気に歩いていきました。

鶴見駅前の鶴見大学会館で総持寺のスタンプを押してスタートし、カルタの札にもある、弁天池、響橋、配水池、花木園、馬場の赤門、宝蔵院などを経て、寺尾城址近くにある上寺尾小学校へゴールする約6kmのルート。ポイントごとにス

タンプを押す他、サイエンスラリー参加者はアイテムをゲット、チャレンジステージでは実験工作をしながら進みます。

ゴールの上寺尾小学校では、バンド演奏による歓迎に加え、ガリレオ工房・おもしろ科学たんけん工房による科学コーナーが開設され、スタンプラリー参加者も実験工作を楽しみました。

来年も、区制90周年を記念して開催されるかも?どうぞお楽しみに!!!

(な)



ご案内

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント



税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

▶ マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	（平成28年分の場合） ⇒ 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	（平成28年1月1日に相続があったことを知った場合） ⇒ 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒ 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 例1 **マイナンバーカード（個人番号カード）のみ**【番号確認及び身元確認書類】
- 例2 **通知カード**【番号確認書類】 + **運転免許証、公的医療保険の被保険者証など**【身元確認書類】

例1 マイナンバーカード



又は

例2 通知カード



※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

+

身元確認書類

相続税説明会及び 税理士による無料相談のご案内

鶴見税務署
東京地方税理士会鶴見支部

相続税説明会及び税理士による無料相談は下記のとおりです。

記

- 1 日時 平成28年 8月19日(金) 終了
平成28年 9月16日(金) 終了
平成28年10月21日(金) 終了
平成28年11月18日(金) 午後1時30分～午後3時30分
平成28年12月16日(金) (いずれも同じ時間帯です)
(途中休憩をはさみます)
- 2 会場 『鶴見中央コミュニティハウス』
鶴見区鶴見中央1-31-2 シークレイン2階
※いずれも同じ会場になります。
- 3 その他 申込み等お問合せの方は下記までご連絡ください。
鶴見税務署 資産課税部門

～事前申込制～(但し、個別無料相談は定員20名)

相続税とは？

相続税は、被相続人(亡くなられた人)から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金になります。

相続税の申告が必要な人は？

相続が発生した場合に、遺産が相続税の基礎控除を超えるときは、被相続人の亡くなった日の翌日から10カ月以内に申告及び納税が必要になります。

※ この説明会は、申告が必要かどうかを判定するための「相続税の申告要否検討表」の説明及び税理士による無料相談になります。

★★★東京地方税理士会鶴見支部からのお知らせ★★★

「にせ税理士」には十分ご注意ください！！

税理士等でないものが、税理士業務(確定申告書の作成、調査等の立ち会い及び具体的な税務相談等)を行うことは、たとえ無報酬であっても、禁止されています。(税理士法第52条)

※税理士等とは、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

企業にとっての あんな話・こんな話

和の世界から

毎年、2月に上野の美術館で「国風盆栽展」が開催されます。

この盆栽展の名付け親は、貴族院議長だった四国の殿さま松平頼壽公で、第一回展示会開催に当たり命名を依頼されました。

公は、少し間を置き「国風盆栽展」とお答えになり、その訳を語られたそうです。

「古に曰く、道なき国家、国風なき国家は滅びる。家風なき家計は荒れる。盆栽は「小盆少土に大樹の相あり。我が国は、資源も乏しく国土も狭い、国民一人一人がこの盆栽のように胸を張って世界に進出しなければならない。これこそが我が国風である。」

公自身が愛した盆栽は、数センチにしか満たない鉢に収められた盆栽で、公亡き後絹子婦人が生涯世話をしておられました。

この数センチの鉢には、我が国ならではの歴史の中で数多くの物語が存在するのです。

徳川幕府による参勤交代という制度での大名は、道中の大半を籠の中で過ごすこととなります。その道中での小さな居室の僅かな空間が、もっとも多くの日本的芸風の進化を図ったと言っても、よいのではないかと思います。

盆栽の類でいえば、万年青等最たるもので、わずか五百円玉ほどの大きさの鉢にみごとな葉芸や色合いなど何十種類に及び、一目見れば興味のない人でも引きずり込まれるような、神秘さを漂わせています。

巻伯などは、本来岩松と呼ばれる山の崖に自生する小さな年に数ミリしか育たないヒバに似た植物です。この誰もが見過ぎてしまうような極些細な美を改良し見事に鑑賞に堪え、人を引きずり込むような、神秘さえ漂わせるものに作り上げています。

これらを植栽する鉢は、お庭焼きなどと称し大名が好みで焼かせたものが使われました。

公が国風に込めた思いは、姿かたち以上にこの審美眼による改良作出技術も含め、国風と命名したと私は思っています。

先日、仕事柄一年の多くを海外出張で働く青年が、ほぼ同年代と思いきスウェーデンの方を連れて来ました。

そのスウェーデン人から「ジャパン・イズ・ナンバーワン」と言って握手を求められました。

連れの青年が、「日本語が分かる方なので一言話をしてください。」と言われ躊躇しましたが話をさせて頂きました。

「日本が一番なのは国風があるからです。あなたが仕事仲間として信頼する彼には社風があります。」

怪訝な顔をしたスウェーデンの彼に青年は、英語とは違う言葉(スウェーデン語かな?)でかなり長い間説明をしていました。

説明を聞き終えた彼は、顔を紅潮させ流暢な日本語で「有難うございました」と再度握手を求められました。

この時だからこそ国風も社風も家風も大切に見つめなおしては如何ですか。

新入会員紹介

平成28年8月～平成28年9月

支部名	正会員・賛助会員	代表者氏名	住所
	電話		紹介者
鶴見中央	賛助会員	齋藤 夏見	鶴見中央3-10-26クレッセント鶴見中央607
	511-0161		石原 聡

会員増強のお願い

組織委員長 相村 暁紀

現在当法人会は、鶴見区内の法人数に対して加入率32.3%であり、50%の目標を大幅に下回っております。今までの様な会員増強方法ではおぼつかず、法人会一丸となって会員増強に取り組む必要にせまられております。これを踏まえ、理事はもちろん支部幹事の皆様には「ひとり1社の会員増強」をお願いしております。

皆様と共に魅力ある法人会を築き、数ある行事を通じて鶴見区の皆様に認知していただき、会員増強へとつなげたいと考えております。当法人会は常に会員を募集しております。法人・個人を問わず入会が可能です。お知り合いの方々にご入会をご勧奨いただきたく、何卒ご協力の程お願いいたします。

お問い合わせは／公益社団法人 鶴見法人会 **TEL.045-521-2531**

税務無料相談

隔月(奇数月)第3水曜日

■相談日 11月16日(水)、平成29年1月18日(水)

■時間 午後1時 ■場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談を希望される方は事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

女性部会からのお知らせ 税を考える週間 チャリティーバザー

税を考える週間行事の一環として、

11月18日(金)10:00～

鶴見区民文化祭会場(鶴見区役所前)

にてチャリティーバザーを開催いたします。



税を考える週間行事予定

街頭広報

日時 平成28年11月11日(金)
10:00～
場所 JR鶴見駅周辺
共催 関係民間6団体
鶴見税務署
★各種パンフレット 等

チャリティーバザー

日時 平成28年11月18日(金)
10:00～
場所 鶴見区民文化祭会場
(鶴見区役所前広場)
主催 (公社)鶴見法人会 女性部会

税の無料相談

日時 平成28年11月11日(金)
10:00～15:00
場所 鶴見区役所
主催 東京地方税理士会 鶴見支部

ほうじん劇場

日時 平成28年11月18日(金)
開演17:50～
場所 サルビアホール
演目 漫才、落語他
主催 (公社)鶴見法人会

納税表彰式

日時 平成28年11月17日(木)
受付14:10 開式15:20
場所 キリンビール(株)横浜工場
レセプションホール
主催 鶴見税務署

会員増強 キャンペーン

法人会
一歩踏み出す
さあ、今こそ

9月から12月までは、会員増強運動実施期間です。
お知り合いの方、ご近所の方に、声をおかけください。

(公社)鶴見法人会事務局 電話521-2531